

平成19年第5回東大和市議会総務委員会記録

平成19年12月12日（水曜日）

出席委員（8名）

委員長	関田正民君	副委員長	関野杜成君
委員	西川洋一君	委員	粕谷洋右君
委員	蜂須賀千雅君	委員	中間建二君
委員	御殿谷一彦君	委員	大后治雄君

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	佐村明美君	4番	粕谷久美子君
5番	長瀬りつ君	6番	中村庄一郎君
22番	二宮由子君		

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君

出席説明員（5名）

副市長	小飯塚謙一君	企画財政部長	浅見敏一君
生活環境部長	木内和郎君	企画課長	野口弘君
市民会館長	仲里章君		

会議に付した案件

- (1) 第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

午前 9時30分 開議

○委員長（関田正民君） ただいまから平成19年第5回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（関田正民君） 第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（粕谷洋右君） 市民会館の指定管理者を導入するに当たりまして、メリット、デメリットを教えてください。それと、これを導入するに当たりまして、このことについてはいつごろから庁内で議論等されていたのでしょうか。

○生活環境部長（木内和郎君） 初めに、市民会館に指定管理者制度を導入することのメリットとデメリットでございますが、指定管理者制度導入のメリットでございますが、芸術や自主事業等の専門性を有する職員が常駐することになります。そうしたことで、利用者が現状よりも芸術、文化の知識等を享受する度合いが大きくなるのが、まず上げられると思います。指定管理者が独自に事業を行なうことができますことから、芸術文化の鑑賞の機会がふえてくること、こういったことも上げられると思います。

また、指定管理者の提案によっては利用料が安くなる、あるいは民間事業者のノウハウを導入することによりまして、施設の管理運営が効率的になること、こういったことが考えられます。こうしたことから、市民サービスの向上が図られるということ、これが一番の大きなメリットだと思っております。

次に、デメリットでございますが、営利企業が指定管理者になることが考えられます。そうしたことから、施設利用の平等、あるいは公平性の確保、それから適正な管理運営、そういったことができるかどうか懸念される部分がございます。そういったことにつきましては、地方自治法、あるいは今後締結いたします、協定書の中で定める現地調査や事業報告書、こういったもので業務をチェックいたします。その後指定管理者と調整をとる、または監査委員による監査も実施できます。こうしたことから、デメリットも解消できるものと思っております。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 2点目の、どのように市民会館に指定管理者制度を導入することが検討されたかという点でございますけれども、まず指定管理者制度に係る基本方針ということで、本市におきましては、公の施設のあり方について検討いたしました。その中で、まずあり方検討委員会におきまして、東大和市で策定いたしました指定管理者制度に係る基本方針の中で、どの施設で、どのような形で民間活力の導入が図れるかということ調査いたしました。その後、各施設からその調査結果をいただきまして、それを受けまして検討を重ねてまいりました。その中で、特に運営方法、民間活力の導入で行った方がよりサービスの向上が図られる、あるいはコストの削減が図られるといった点での議論がありまして、施設の区分けを行ないました。その結果市民会館におきましては、施設の貸し出しの業務、あるいは自主事業、そういった事業、また管理部門であるとか、そういった包括的なサービスの提供、これが可能であるという判断をいたしまして、民間事業者にゆだねることが可能ということで判断いたしました。

なお、先ほど来メリットの中で申し上げておりますが、市民のニーズに合ったサービスの提供が可能と、そういう施設として判断いたしまして、今回指定管理者制度の導入に向けて、諸準備を進めてまいりました。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 今回の条例改正に当たりましては、平成20年1月1日施行と、21年4月1日施行分を同時に改正するわけですが、その理由と、規則についても同じように2段階方式というか、同時改正するわけですね、その辺については。

○生活環境部長（木内和郎君） 今回の改正条例でございますが、平成20年1月から予定してございます公募のときには、平成21年4月1日以降の市民会館の運営等について、募集要項等に記載することがまず挙げられます。また、説明会におきましては、応募いたしました法人等に運営の状況を説明する必要があるがございます。こうしたことから、今回は平成20年1月1日施行分と平成21年4月1日施行分をあわせて改正することにいたしました。

次に、規則でございますが、規則改正につきましては、平成20年1月1日分と平成21年4月1日分に関する改正は、別々に施行することと考えております。その理由といたしましては、平成20年1月1日に施行する分につきましては、条例改正と同様に募集要項等に記載することが考えられますので、こういった改正をいたします。また、21年4月1日に施行する分につきましては、今後指定管理者候補者と協定を締結するわけですが、その中で詳細な部分を規定している規則を改正しなければならないことが想定できます。そういったことで、規則につきましては、別々に改正を行ないたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 指定管理者制度を実施するに当たりましては、専門的にそれを統括する専門部署というか、あるいは専門の担当者、先ほど専門的な担当者というようなこともあったんですけど、そういった部署、あるいはそういった人材を確保、置く必要があると思うんですけども、その辺については、どんなふうなお考えでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 市民会館につきましては、平成21年度から指定管理者制度に移行したいということで計画しておりますけれども、そうしますと特に施設の事業、自主文化事業であるとか、管理面でも市との連絡、あるいは市からの考えをお伝えする必要があると当然あります。そこで、今組織的には、現状は市民会館が20年度まで運営でございますが、21年度の4月におきまして、今の案でございますけれども、子ども生活部ができて市民生活課がございます。そこに専門の担当、あるいは主査級を置きまして、特に自主文化事業が大きく左右すると思いますが、そういう事業企画、あるいは管理面での調整をいたすセクションとして、市と指定業者との窓口ということで考えてございます。

以上でございます。

○委員（粕谷洋右君） 指定管理者を公募した場合ですけども、営利企業も応募してくると思われまして、NPO法人等が応募してきた場合、どんなふうにするお考えでしょうか。それと、今後指定管理者制度が多くの施設に導入されていくと思われまして、個別条例だけでなく、統括的な条例を定める必要があると思っておりますが、その辺については、どんなふうなお考えでしょうか。

○生活環境部長（木内和郎君） 今後の改正により、導入される指定管理者制度でございますが、これは地方自治法の一部を改正する法律の公布に当たってという通達の中であるわけなんです、地方公共団体が指定する法人、その他の団体に公の施設の管理を行なわせようとする制度であることから、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであることが望ましい、ということで通達が来ております。そういった中で、指定管理者の応募資格でございますが、個人としての応募はできないものの今言った通達、通知、これらを尊重いたしまして、法人格の有無は問いません。したがって、営利企業にあわせてNPOが応募したといたしましても、

同様の扱いで応募できることとなります。

以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） ただいまの個別条例、あるいは統括的な条例ということでの考えですが、これにつきましては、平成18年2月に定めました指定管理者制度に係る基本方針の中で、市の考えていることで表現させていただいておりますが、条例化につきましては、一つは個別の公の施設の設置条例に規定する方法、これが一つあります。新たに、指定管理者制度に関しての共通の手続を規定するという、ここでは包括的という表現させていただいておりますが、そういった統括的な条例を制定する二つの考えがあります。これに際しましては、施設ごとの業務の範囲、この設定であるとか、あるいは指定管理者になり得る団体について、その特性がかなり個別に判断する必要があるというふうに思ひまして、仮に統一的な手続条例を制定するとしても、個別の条例で規定すべき項目が多くなると予想されました。そこで、今回は指定管理者制度を導入する場合の手続条例については、個別の公の施設の設置条例の中に規定をいたして盛り込むという形で方向づけさせていただいております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 3点、まず伺いたいと思います。

1点目に、先ほどの質疑にもありましたけれども、今回施行日を2段階に分けてるということなんですけれども、これもう少し2回に分けなきゃいけない理由というか、例えば最終的には21年4月1日施行分になるわけですから、いきなりこの21年分の方に持っていくということが、なぜ今回できないのかということと、それからこういう一度の改正の中で施行日を二つに分ける、2段階に分けるという手法はよくあるやり方なのかどうか、これをまず1点確認したいのと、それから、2点目にこの条例改正が成立した後、市民会館の指定管理に至るまでの具体的なスケジュール、それができるだけわかる範囲で具体的に教えていただきたいのと、あと3点目、先ほど御答弁もありました指定管理者制度に係る基本方針の中でも述べられておりますけれども、指定管理するに当たっては、大きく一つに住民サービスの向上が図られるということと、もう一つはやはりこれ経費の節減ということが、当然この二つが両立しなければ、指定管理にする大きな意義が薄れてしまう、逆に言うとこの二つについて、どの程度の具体的なメリットと申しますか、効果等が今の段階、これは今の段階でこれは想定しかないかなと思うんですけれども、まあ想定されるかどうかですね、この3点について、まず御説明いただきたいと思います。

○生活環境部長（木内和郎君） まず、1点目の今回2段階に分ける理由でございますが、まず1点目といたしましては、20年1月1日に改正する分につきましては、まず市民会館に指定管理者を導入するための制定の手続、募集の手続、これをまず定めます。本来でしたら、それだけで次は21年でよろしいわけなんですけど、その際に具体的な運営の方法、そういったものを明示する必要がございます。そういったことから、今回20年1月1日改正分と21年4月1日改正分を同時に御提案申し上げまして、そこで確定いただいた内容を20年1月1日の募集の際に応募者に公表する、そういったことで2段階に分けさせていただきます。

2段階に分ける手法がよくあるものかどうかにつきましては、ちょっと今確認していますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

それから、今度は今後のスケジュールでございますが、12月定例会で改正条例案を可決していただきましたら、指定管理者を公募する旨を周知するための作業に入らせていただきます。それには、平成20年1月から2月にかけて、募集要項を配布いたしまして、公募の説明会、施設案内等を行います。そして、3月初め

ご応募書類等の受付を行います。その後3月の中旬から4月にかけて、選定委員会を開催いたしまして、応募者の審査を行います。そういった中で、5月の中旬には仮協定の締結を行ないまして、6月定例会に指定管理者の承認をいただくことを予定しております。その後、平成21年4月までの期間に決まりました指定管理者に引き継ぎ等を行なうこととなります。

それから、よくある方法かということですが、在宅介護支援センター条例について、やはり同様に2段階方式で行なっているということで、今確認がとれました。

3点目については、会館長の方から説明させていただきます。

○市民会館長（仲里 章君） 先ほど御質問いただきました、まずサービスの向上の点ですが、やはり今、一般職員が業務をつかさどっているわけですが、市の職員ですとやはり定期的な異動等があるということと、一般職であるために専門性をそんなに有してはいないということで、それが指定管理者になりますと、常駐的に専門的な知識を持った職員が常駐しますので、それに伴っていろいろなサービスが考えられ、最終的には市民のサービス向上、ニーズに合ったものができるということが挙げられるのではないかと考えております。

また、経費の節減につきましては、一番大きいのはやはり職員の人件費が大きいものと考えております。それ以外に、民間企業の方が運営を行なうということになりますと、それなりにいろいろと営利企業のノウハウというんですかね、そういうものを持った中でいろいろな経費節減の対応が考えられると考えております。

以上であります。

○委員（中間建二君） そうしますと、今度は市民会館を利用する市民の立場で考えますと、一つは利用料金ですね、これが条例では上限を設定されているという認識でいいのか、今の利用料、使用料が決まっておりますけれども、これ以下で利用できるという認識で、まずいいのかどうかということと、それからもう一つは、これまで市が行なってきた事業、さまざまハミングホールで行なってきた事業あると思うんですが、成人式等もそうですし、また各学校行事なんかでも使われているかと思うんですけれども、これの利用方法等、現状、今市が直営でやっている場合と、これが指定管理になった場合に、何か手続や、また料金の関係で変化される、変わっていくことが考えられるかどうか、この点について確認したいと思います。

○市民会館長（仲里 章君） 1点目の料金であります。先ほど委員さんがおっしゃいましたように、条例では上限を定めております。その料金につきましては、今後募集要項で公募するときに、5年間の計画を立ててもらいます。その中で、そういう料金が下がる提案があれば、それに対応できるということで——この上限だといって、そのまま条例が通れば、その料金は下がるということじゃなくて、上がることはないけれど、法人からの提案によりましては、その料金も下がる可能性があるということでございます。

2点目の市の行事等のホールでの貸し館の対応ということだと思うんですが、これにつきましても、基本事業計画、5年間の協定、または各年度の協定、これを最初に決めるわけですが、その中で市の事業に対しても入れてもらって先にとっていただくと。必要な市の行事についてはとってもらおうという形の対応をとりますので、今までどおりの形で実施できるものと考えております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 何点か伺います。

先ほど、今回の条例改正に当たり、包括的な条例をつくって、いわゆる通則ですが——つくって対応するというのが1点。それから、個別条例で対応するというのがあるというふうにおっしゃいましたけれども、今回東大和市は、個別ということで後者をとるわけですがけれども、その場合のいろいろメリット、デメリットある

と思うんですが、私自身は包括的なものをつくった上で個別のところを変えていくというようなところをとった方が、いわゆる条例の体系というか、法体系を見た場合に非常にきれいになるかと思うんですね。個別条例で対応していくと、一つ一つの毎回、毎回の作業は、それだけある意味、楽になるかもしれませんが、最終的に見た場合に、条例の体系として非常に煩雑になるのではないかなというふうに危惧されるわけですが、個別条例で対応するというようなところをとったという背景とか、それから理由について、もう少し詳しく教えてください。それから、今後包括的なものをつくっていくかどうかについても教えてください。それが1点です。

それから、今回指定管理者ということで、5年間指定管理の協定を結ぶという形になると思うんですが、万が一、指定取り消しということがあり得ると思うんですね。今まで、指定管理者制度始まっているいろいろな間はないわけなんですけれども、他の自治体で、指定管理の取り消し事例があったかどうかということと、万が一取り消しになった場合のセーフティネットですね、人的、物的、金銭的な担保を、市としてはどういうふうにとるのかということをお教えください。

それから、全員協議会のときにも一つ伺ったんですが、指定管理者に変わった場合に、市が直営でやってきた場合と、市民サービスが変わってしまったということをよく聞くんですね。つまり、どういうことかと申しますと、今まで市で直営でやっていた場合には、比較的例えば貸し館であった場合にとりやすかったというような、早く言えば市民が市に対して借りるわけですから、市民が主役で、ある意味市の方の行事、それから事業というのは後回しになるというようなことで、市民が先に——というようなことでやられたと思うんですが、今回こういった企業、法人がいろいろ入ってくるということで、法人が優先されないかと、自主事業の場合に自主事業ということで法人が、当然これから営利も目的でやっていく場合もあるかもしれないので、そうした場合には、それを目的に、それが先に立ってしまって市民のそういったサービスがおろそかにならないようにするための方策、そのセーフティネットについて教えてください。

以上、3点お願いします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 包括な条例と個別ということでいただきました。これにつきましては、さまざま議論はありました。まず大きくは今後、指定管理にしていく施設、目標としている施設、市民会館は今回ございますが、その後、体育館とかそういったところも計画があるわけですし、それにつきましては、それぞれの条例をまず見ますと設置条例をそれぞれ持っているわけですね。これについては、設置条例に基づいて施設の管理、あるいは目的を達成することができるわけです。そこで、運営が変わるという手段でございましたので、新たに施設をつくり、そういう指定管理という目標であれば、包括ということも非常にメリットがあると思われました。しかし、今回はそういう既存の施設を運営を変えていくという手法でございましたので、それぞれの施設ごとの業務の範囲、先ほども申し上げましたが、いろいろ個別に判断する項目が非常に多いんですね。一方包括的な手続条例ですと、個々の細かいものが個別条例を定める必要が出てきますので、そうすると包括的なものの役割が非常に限定されてくるということがございました。

そこで、包括的な条例をつくり、かつ個々の条例の改正、これを伴いますと、そういった点では余り統括的な部分の役割が少ないものですから、今回は個別——今回といいますか、市の方針といたしまして、個別の条例の中で、それぞれ指定管理に向けての内容を細かに表現していきたいということで方向づけいたしました。今後につきましても、考えている施設につきましては、この個別の条例でいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○市民会館長（仲里 章君） 先ほど3点ほどいただきましたが、まず取り消しの事例でございますが、26市の場合、現在指定管理者となっているのは、今まで運営を行ってきた財団がやっているということで、それに伴っての取り消し等の事例はございません、という状況であります。

また、もし取り消しがあったときの担保ということになります、今回の募集につきましても、指定管理者候補者を選定するわけですが、次点という候補者を決めさせていただきたいなと思っております。もし、何か取り消しがあった場合には、そういう方をお願いするか、またそういうものが期間にもよると思うので、そういうときによっては、また他の法人等をお願いして一時期をしのぐというような形になると思います。それで、もしそれでもだめだということになれば、やはり市が直営でその次の指定管理者が決定するまでの間、一時的に市が最終的にやらざるを得なくなることもあるのかなという感じで思っております。

最後に、法人が優先して施設をとってしまうのではないかと御心配だと思っておりますが、これにつきましても、先ほども申し上げました5年間の協定、また各年度の協定で調整をさせていただきます。そのときに、どういう指定管理者が事業をやるのかというものを考えますので、それをチェックしながら、また市民の利用に不便をかけないような形での調整をさせていただきます、その中で年度事業をやってもらうという形を考えております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 指定管理者の万が一の取り消しの後の、まあ次点ということでやられるということなんですけれども、それでもだめだったら直営でというお話だったんですが、万が一が直営でやらざるを得ない場合の担保というのについて、市が直営でやりますよというだけでは担保にならないので、担保される人的、物的、金銭的担保の裏づけについて、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○市民会館長（仲里 章君） 条例及び規則においても、その旨の最終的には市長がやれるということで、またその条例、規則の読みかえもできるということになっておりますので、まずそういう意味合いでは条例での担保はできていると思います。また、人的な部分ということになりますと、先ほども申し上げました最終的な状況になったときに、市がやるということになりますので、そのときには人事関係の関連するところ等をお願いいたしまして、当時やっていた職員等をお願いしながら及び所管する部署、そういうところでの対応を考えていきたいと思っております。

済みません、ここで先ほどちょっとほかの委員さんで答弁漏れがありましたので、それについて触れさせていただきます。

先ほど、市の事業に対して優先にとるということでお話しさせていただきましたが、これにつきましても、現状と同じように有料で施設をお借りしていただきますが、優先的に先にとれるということになりますので、それだけつけ加えさせていただきたいと思っております。済みませんでした。

○委員（大后治雄君） 人的、物的なところというよりは、金銭的なところで取り消し後の不安があるんですけども、細かくなってしまうので余り何うあれはないんですが、例えば予算の流用ができるのかとか、新たに補正を組んで対応しなきゃいけないのかというところだけでいいですから、教えていただきたいと思っております。

○企画財政部長（浅見敏一君） 市が直営になるということは、なかなかそこまでの想定は非常にないというふうに思っておりますけれども、そういう事態が生じた際には、指定管理としての予算の出し方がございます。これは、単年度で予算計上いたしまして、委託経費として指定管理者との契約で行なうわけです。それが執行できない、あるいは取り消し等となった場合については、直営での費用の予算の科目のとり方をですね、改め

て組み直す、そういう方法論でいたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 幾つか聞かせてください。

指定管理者になっても市民会館条例の第1条は変わらないわけですよね。ここでは、この条例は市民の芸術文化活動の振興を図るため市民会館を設置と、これは変わらないという確認でいいですね。

○生活環境部長（木内和郎君） 今回の条例では、その部分は変更をかけてございませんので、この第1条の目的については変更はございません。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 何で聞いたかという、指定管理者になってもこの精神でやるということですよ。うなずいておられますから、そういうことだということ。

ところで、芸術文化活動の振興を図るためと言ったら、鑑賞だけじゃないと思うんですよ。やっぱり、市民がみずから創作、発表、そういう活動も市民会館が行なうと、こういう解釈でいいですね。

○市民会館長（仲里 章君） 御質問のとおりで、今回それにつきましても、現状市民会館で足りてない部分、こういうものにつきましても、やはり応募者から提案をいただきまして、そういうものについて、できるものをやっていきたいというものは考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それで、先ほど来から市民が使いたいとき使えるのかというのが、どうも心配されるというね、営利企業が入って利潤を得るような、利益を得るような事業をやるとすれば、鑑賞事業でその回数をふやすという話になると思うんですね。たしかこの市民会館をつくる時に、規模をどうするかという議論をさんざんやったと思うんですよ。そのときに、利益を得る規模というのはどのくらいだろう、という議論もたしか盛んにされて、1,000人以上1,500人程度という議論もさんざんされたんですよ。700人、800人規模では、その利益というか、それが上がりにくいという話の中で、しかし東大和市の身の丈に合っつくろうという場合、市民がいかに使いやすい会館にするかと、これが中心に置かれて私は議論になったと思うんですよ。

ですから、その1条の関係、そして市民が使いやすいという点からすれば、年間を通じて行なう、年間も使用日数決まっちゃいますよね、280何日でしたっけ、大ホールで言えば使用可能日数が。その中に、現在、市内のいろんな歌のサークルや、演劇——演劇のサークルはやっているかどうか、そういうサークル、あるいは民謡などもサークルが使っていますよね。そういう人たちの年間を通じての計画がやはりあって、この市民会館を使えると、そこでの発表を楽しみに日常研さんに励むということを一生涯懸命されているんじゃないかと思うんですけども、そういうことの担保というんですかね、それはこの改正条例の中ではどの辺に載っているんでしょうか。

○生活環境部長（木内和郎君） 条例、規則ではございませんが、今後募集するに当たりまして、仕様書を作成いたします。その仕様書において、指定管理者は自主事業を計画する場合には、市民の施設利用に配慮することを規定したいと思っております。特に、市民利用の多い土曜日、あるいは日曜日、こういったものにつきましては、指定管理者が主催する事業は、それぞれの月の土曜、日曜、祝日の半数以下の日数になるように定めたいと思っております。これにつきましては、協定書にも規定してございます。また、指定管理者の利用状況の把握といたしましては、最初の申請時に提出していただきます事業計画書によりましてチェックをするとともに、協定書を締結時に調整することになります。この仕様書につきましては、協定書にも規定していると

ころでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） その半数というのは、どこから出てきた数字なんですか。

○生活環境部長（木内和郎君） 採算との兼ね合いもあると思いますが、今まで市で直営でやってきた状況、そういうものを踏まえまして、少なくとも半数については市民の方の利用に供したいと、そういったことでございます。

以上でございます。

○市民会館長（仲里 章君） 先ほど、どのくらいの指定管理者が行なう事業がふえるかという部分が一番大きいかと思っておりますが、これにつきましても、うちの方で考えています現状の指定管理者の導入につきましては、現状が利用率、お話ありました74%以上の利用率もございますので、それはやはり大事にしないでいけないうことがございますので、そういうものを現状を維持しつつ、プラスアルファの市民サービス、指定管理者を入れて市民サービスをやっていきたいというような考え方はありますので、それをもとに先ほど申し上げました協定書でいろいろと事業が出てきますので、そのときに調整をしてどのぐらいのものをやっていくかというものを考えながら、協定書に盛り込みまして実施していただくということで、数もそんなにふえるようでしたら、それはちょっと調整をさせていただいて少なくしていただくとか、そういうことでというような協定書前の事前調整でやりたいと思っております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 土日の利用の半数というのは、利用実績からそのくらいかなということで出たのかなと、そういう答えが来るんじゃないかと思っていたんですけども、市民のそういう自主的な利用というのは、半数程度ということなんですか。あるいは、それ以上いつているんでしょうか。現状がどうかというのを、まず聞かせておいてください。

○市民会館長（仲里 章君） 1年間通しますと、大体半数の状況であると思っております。

○委員（西川洋一君） 今の議論からはっきりしてきているのは、やはり市民の方の使う団体ですね、そういう方々の年間計画を協定書の中に入れるということだったんですけども、どう使うかということは今後年間計画、あるいは2年計画——何年計画になるか、その計画の中に市民の方、そういう方たちの意見を反映できる場、これがどうしても必要だと、今の話の中からは、これがはっきりしてきているんじゃないかと思うんですけども、条例の中では、それはどういうふうに担保されるんでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） 条例の中で規定しております協定書がございますが、その協定書の中に市民からはモニタリング、こういうものをしてくださいと、アンケート調査ですね、使用のアンケート調査、あとはそういうものに対する利用の調査、こういうものをしていただいて、これを市の方に提出していただくという形になります。それで、なおかつそれについて提出したものをもとに、市の所管部との連絡調整会議をつくりまして、その中でそういうものに対する状況等を調整していくということを考えております。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 私は、やはりモニタリングで意見を聞くというよりも、直接意見の反映できる例えば利用者による運営委員会、年間計画検討会、相談会、何でもいいんですけど、そういう場がぜひとも必要かなというふうに私は今の議論からは思いました。

それから、指定管理者がどういう議論をして計画をつくった、運営している、という内容について、この一

部改正では年間の実績報告、月々の報告というのがありますよね。これは、市民からの公開請求によって公開できる文書かどうか、まず教えてください。

○市民会館長（仲里 章君） これも協定書になるんですが、協定書におきまして、管理運営に関する事項について、適時公表しなさいということを行ないたいと思っております。その内容として考えられますのは、管理業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、あと管理経費の収支の状況、そういうものを公表してほしいということをお願いしておりますので、提案によりましてはホームページでそういうものを公表していくということも考えられますし、基本的にはそういうものは公表していくということで考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 公表でなくて、市が運営していく場合は、市民会館で事務をやっている職員の方がつくった文書はすべて公開対象ですよ。今度は、指定管理者になったら全部公開——請求すれば公開されるのかどうか、それを聞きたいんです。やはり市民の大事な財産を使うわけですから、すべて公開文書として公表すべきであると私は思うものですから。

○生活環境部長（木内和郎君） 情報公開の関係でございますが、例えば個人情報の取り扱いにつきましては、募集要項等で個人情報の保護に関する法律、あるいは東大和市個人情報保護条例の規定を遵守してもらうとともに、業務の実施に関して知り得た個人情報の秘密の漏えい、そういったものをどのような形で進めていくのか、そういったものを提案してもらうことになってございます。また、その情報公開の取り扱いにつきましても、指定管理業務に関する情報の公開を行なうための必要な措置について、最初に提案をしてもらうことになっておりまして、その提案に基づいて審査会の中で審査をしていくということになってございます。

また、東大和市の情報公開条例の中でも、公の施設の指定管理者の情報公開という項目がございまして、この中では市の公の施設の管理を行なう指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行なうための必要な措置を講ずるよう努めるものとする、このように決められてございますので、基本的には情報公開は市が直営でやっていた場合と同様の扱いと、そういうような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 情報公開に努めるようにするということですから、指定管理者がこの部分については公表しません、ということもあるということですね。市の場合は、それはないわけですよ。そこに大きな違いがあるということですね、まず。そういうことですね。それを今答えた、そういうことですね。

○生活環境部長（木内和郎君） 今確かに情報公開条例の中では努めるものとするということでございます。これを受けまして、市で提案を最初に受けます——提案型の公募をいたします。その提案の中で、情報公開をどのように進めていくか、それも当然提案の内容に入ってきます。それを審査した中で行なっていきますので、そういった意味では情報公開をしないという話にはならないと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 個人情報等公開できないものは、今の議論からちょっと除いておいて、本来作成した文書については公開とするという協定にするということですね。そのところを、ちょっと。

○生活環境部長（木内和郎君） これについては、指定管理者、応募した方の提案になります。提案になりますが、そのような形で進めていきたいと思っているところでございます。

○委員（西川洋一君） 次は、企業のことなんですけども、現在市民会館にかかっている費用は、18年度決算で

は市民会館管理事業費で1億1,076万2,000円、これは行政報告書に載っているものですね。それから、市民会館が行なった事業費で2,112万5,000円とあります。これで委託できるわけではないわけですよね。ここに、あと人件費、職員給与、これが入りますけれど、現在職員給与はどのくらい、この館の運営でかかっているんでしょうか、委託の賃金も含めて。掃除に入っていると、そういう費用も含めて。

○市民会館長（仲里 章君） 委託している部分の人件費につきましては、委託費の方で見えておりますのであれですが、職員の方ですね、職員の……（発言する者あり）失礼いたしました。それと人件費なんですけど、大体、今現在、職員8名いますが7,500万円ほどの人件費になっていると思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） そうしますと、今までと同じ事業をやってほしいということで、指定管理者に競争入札してもらおうんですけど、出す場合にはおおよそ2億円前後ということになりますよね。営利企業がここに入った場合、どこから会社の利益を出すかと、どこから出てくるんでしょうか。会社の利益分というか、それをこれに上乗せして出すんでしょうか。それとも、職員給与8人7,500万円、これは出すけれど、その営利企業の裁量により臨時職員を入れたり、その他賃金を下げたり、この額を下げれば、ここから差額で会社の利益が出ますよね。私は、職員人件費が減ることがメリットだって言われ……。今度の指定管理者を導入することによるメリット、デメリットの中に職員人件費が減るというのは、これは市財政から見て、そこに職員を派遣しないから、職員人件費が減ったと、こういう意味合いにとれるんですけど、それはそれでいいわけですよね。

館を運営する指定管理者は人を使うわけですから、今まで市の職員が取っていたのと同じ賃金を使えば、利益が出てくるのはあとは鑑賞事業等でたくさんやって、そこでの差で利益を生み出すと、こういうことになりますよね。だけど、市民の自主事業といえますか、先ほど言った発表会だとか何かを一定の半数、ほぼとると、残りの半数でやるということになるんですけども、大変かなというふうには思うんですけど、あと手っ取り早いのは指定管理者が雇う労働者の賃金の問題なんですよ。やはり、芸術の専門性を持った人など、労働基準法に基づく適切な労働条件及び賃金、これは市の側も配慮していかなければいけないんじゃないかと。高い専門性、市民サービスに十分できる能力を持った指定管理者の職員が入るから、市民サービスが向上するんだと言っているわけですから、そういう資質を持った人の賃金、労働条件、それなりに保障されていなければならないんじゃないかと。これがパートだったりして、時々変わるような専門性を持った人で、先ほど常勤者の専門家がつかうから、市民がサービスがよくなるだろうというふうにおっしゃっていましたが、やはり私はここで委託された指定管理者の、そこで働く労働条件の問題も適切に見てあげなければいけないんじゃないかというふうには思うんですけども、それは協定の中に入るとは思いませんか。

○委員長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時34分 開議

○委員長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（木内和郎君） まず、会館運営に当たって指定管理者を公募するわけでございますが、当然ながら、その際提案型の公募をかけます。仮に、営利企業が応募してきた場合に、当然自分のところで一定の利益を得る方法で応募してくると思います。そういった中で、それを審査して無理のない計画であることを認めた中で、候補者として選定するわけでございます。

一方では、企業ですから企業努力によって、この会館運営費というのは人件費だけじゃなくて、すべての運営を含めたものでございますので、そのすべての運営をいかに効率よく進めていくかというのが企業努力になるかと思えます。そういった中で、例えばそれが非常に人件費を削減するという話もありましたが、当然ながら法令遵守をうたっておりますので、法に基づいた賃金の確保、そこら辺はもちろん審査の対象になります。

また、その協定書、あるいは募集要項の中で芸術の専門性を持った職員を配置すること、それは当然ながら入れてまいります。そういったことを全部勘案した中で、あとは企業努力、例えば複数館を管理することによって、そこで人的パワーの効率的運用を図るという業者もあるかもしれません。そういった中で、いかに効率よく進めていくか、それが一つの提案になるかと思えます。また、あといかに魅力的な事業、それを進めていけば、当然のことながら市民の利用も高まりますので、利益は上がってくると、そういったところを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 私は企業努力の中に、労働者の労働条件の問題を企業努力だからって、その管理者だけに任せないで、少なくとも市職員と同じ待遇、労働条件は確保するよう指導すべきだというふうに思います。それを企業努力だということで、今は民間低賃金ですからね、低賃金でやっているのを市が、それをそのまま見過ごすということがあってはいけないんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、営利企業が指定管理者になるのは、そういうことに道を開いているのはよくないんじゃないかと私は思います。それで、この指定管理者を選ぶに当たっては、やはり市民会館条例第1条に言っている目的を有効に機能させるには、現在館を利用している団体の代表者も入って、それで指定管理者を選考していくというふうにすべきだと思いますけれど、そういうお考えはあるんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この指定管理者を選考するに当たっての、市のこれからの流れでございますけど、今検討部会で募集に関して、あるいはこういった協定内容について決めまして、今議会で条例等が通りますと、その後選定に入ります。これにつきましては、指定管理者選定委員会ということで内部組織でございますけれども組織されておまして、副市長以下、部長級、主に施設を抱えているところの所管部長と私の方でも入りまして、6名で構成させていただいております。ここで、所掌事務といたしますと、今回の候補者の決定に関するということと、そのほか事業の内容、当然、今回の審査をいたすわけですが、そのように考えてございまして、選考するに当たっての例えば西川委員のおっしゃいました利用する団体の方とか、そういう方の参加ということは、今回、あくまでも業者を選考するということでございますので、これは考えてございません。

以上であります。

○委員（西川洋一君） 委員会には入らない、意見は聞くという考えですか。利用している団体の意見は聞くという場はあるんですか、指定管理者を選定するに当たって。

○企画財政部長（浅見敏一君） この利用する団体の御意見というのは、どういうものがあるかなという想定いたしますけれども、それぞれの団体が要するに施設貸しで利用しているケースと、あとは自主文化事業で自分たちが鑑賞している中での御意見とかあろうかと思えます。これは、参考的にそういう市民会館の方が、そういう団体の方々からの御意見とか、御要望とか、そういう御意見があれば、それも資料としていただければ参考にももちろんなりますけれども、その個別にその団体を、例えば利用している団体全部リストアップして、市民会館の方でという形では現在考えてないということを私どもも聞いておりますので、選定に際しましては、

先ほど申し上げたような形で業者選考させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 今ロビーコンサートというのをやっていますが、これは無料でやっているんじゃないかと思うんですけども、大変たくさんの方が来ている——1,059名というのが行政報告書に書いてありましたけども、これも今度は指定管理者の裁量で有料になるかもしれないということも考えられるというふうになるのでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） これにつきましても、募集のときにお配りする募集要項等でも、ロビーコンサートをやっているということをやりたいまして、これは無料というものを継承していくということでの提案はいただきたいなと思っております。

○委員（関野杜成君） いろんな委員の方から入ったと思うので、ちょっと同じような質問になるかもしれないんですが、民間にするに当たって、現在直営でやっている分で民間に変わった場合、こういったものができるかという、何か考えているものがありますか。直営ではこれができなかつたけど、民間になったらこういったものができるであろう……。

○生活環境部長（木内和郎君） 民間に指定管理者を移行していくということで、最初に募集するときに提案型の募集を行います。そういった中で、民間からの積極的な提案を受け入れた中で選定していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） あと、ちょっといろいろ見ていると、ほとんど協定、協定というなお言葉を今お答えで出ているんですけども、今現状、協定書の中にこういった文言を入れるというものができてるのか、できていないのか。

○市民会館長（仲里 章君） 協定書につきましても、やはり検討部会というところで調査をしておりますので、大方の形はできているというところでございます。

○委員（関野杜成君） そうしたら、それは議会の方にももちろん提出していただけたら、協定書案みたいなもので、そういったものは行っていただけるのでしょうか。

○市民会館長（仲里 章君） 現状、やはり応募の公平性等を考えまして、公募が始まった次点ではお示しすることができると。ただ、それは最終的ではないので、まだ協定書というのは先ほども言いましたように、候補者との協議によってまた変わってきますので、一応案という形にはなるかと思いますが、お示しができるのではないかなと考えております。

以上です。

○委員（関野杜成君） もちろん、情報という部分でもありますから、先に出して、それがどこかに漏れちゃった、というのは問題になりますので、その出すタイミングというのがあれですが、議会の方には示していただけるということですね。

先ほど、同じように協定、協定というふうになると、協定ってある意味、契約書みたいなものになってくると思うんですね。ただ、契約書で一方的な契約書というのが、どうなのかなというふうを感じる部分があるんですけども、その協定の中に盛り込むべきものと、規則、条例の方に盛り込むべきものというところが出てくるとは思うんですが、何でもかんでも先ほどからちょっといろいろ委員の質問を聞いていると、協定書の中に、という部分が出てくるんですけど、今後、今言われた協定書の中に書き込んでいきますというものを、規則

だったり、条例の方に変更はするという考えはあるのかどうか、お聞かせください。

○生活環境部長（木内和郎君） 協定書と申しますのは、先ほどおっしゃいましたように、ある意味では契約書に近いものになるかと思えます。ただ、ここに盛り込む内容につきましては、当然のことながら、条例、規則に相反するものは当然入ってごさいません。条例で定めたものを規則で受けしまして、その規則をより具体的に、あとは応募者と調整をした中で、それぞれの内容を盛り込んでいくのが協定書でございまして。そういった意味では、この協定書の内容を条例あるいは規則に盛り込む部分というのはないと考えております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） あと一、二点あるんですが、6条の方に暴力団員による不当な行為等というふうに書いてあるんですけども、そのほかそぐわない団体とか、そういうのが出てくると思うんですが、そういうのを民間の方にお願ひしたときに、民間の方でこれはいい、これはだめという判断になるのか、それともそれを、1回市の方と協議した上でイエス・ノーを出すのか、そういったことというのは盛り込んであるのかをお伺いします。

○市民会館長（仲里 章君） 条例におきましても、指定管理者は次のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認をしないものとする、とうたっておりますので、指定管理者においてそういうものの判断をするということになります。

以上です。

○委員（関野杜成君） そうなると、指定管理者でいいと思ったけど、後々やはりその団体が何かしらの——と出てきた場合、それはもちろん罰則というか、指定管理者側の責任になると思うんですけども、そういったときの部分もちょっと私見て条例がどこにあるのかわからないんですが、その条例、また規則の方でうたっているんですか、あるのであれば教えてください。

○生活環境部長（木内和郎君） 今第6条のお話だと思うんですが、利用の不承認、これを指定管理者が承認してしまったと。その場合に、もし損害が出た場合には損害賠償請求ということが考えられます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 先ほど、3月に募集をかけて4月に選定委員を設けてチェックするということがあったんですけども、東大和市で指定管理者を行って、その事業計画書を出して審査するということがなかったと思うんですけども、先ほど委員の方のメンバーをお聞きしましたけれども、間違った営利企業が入ってこないような、しっかりとした選定委員会における選定の基準みたいなものというのは、どういったものを示してやられるつもりなのか。例えば、他市の方の状況をいろいろ確認してやられるのかということがわかれば教えていただけますでしょうか。

○企画課長（野口 弘君） 選定委員のメンバーは、先ほど委員長と副市長を初めとして企画財政部長、総務部長、生活環境部長、福祉部長、社会教育部長の6名でございまして。基本方針にうたっておりますが、指定管理者の選定に当たりましては、原則として複数の応募事業者から選定するものとしております。選定方法につきましては、応募事業者から提案を受ける提案公募型をとっております。選定基準については、一つ目としては住民の平等利用が確保されること。それから2番目としまして、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。それから3番目に、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していることを柱とし、選定を行っていくということになってございまして。それで、あと市民会館の条例の第16条に規定してございまして。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） もう1点だけ、あと確認させていただきたいんですけど、そこまできちんとした形をとっても、やはりそぐわない営利企業が入ってくる可能性もあるんですけど、その条例の中で民間企業だと契約する際に、一般的に迷惑をかけない保証金みたいなものを設ける形が一般的だと思うんですけど、そういったものを盛り込むつもりがあるのかどうかというのが1点。

それから、先ほど26市の中で撤退するような例がないというようなお話があったと思うんですけど、全国を見れば、例えば帯広市の方の児童保育センターであったり、東松島のゆぶとという施設は途中で指定管理者が撤退してしまったケースがあるんですけど、失敗から市に生かせることというのはあると思うんですけど、そういった検証というのをを行うつもりがあるのかどうかだけお聞かせください。

○市民会館長（仲里 章君） 先ほどのまず保障の関係ですが、これについても市の方でそれを保険とか、そういうのを掛けるのではなくて、そういう場合については、指定管理者の方で掛けてもらうという、またこれも提案になると思っております。あと、他の自治体等でのそういう取り消し等の事例につきましては、もう一度検証を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） こちらの条例の方で、指定管理者が毎月の業務及び経理の状況について報告しなければいけない。また、その規則として、規則にのっとってということで、規則として市民会館の利用の状況とか、事業の実施の状況、それから設備、維持管理の状況、その他経費の収支状況とありますけれども、ここからもう一つトーンダウンというか、もう一つ細かくした規定というのは設けられるのでしょうか。言っているのは、申しわけございません、例えば経理状況ですとB S P L等の提出も当然ながら求めるとか、事業状況ですと細かい内容まで、どこまで求めるのかと、そこまできちんとお願いします。

○生活環境部長（木内和郎君） 条例第20条、規則第18条で定める報告書の様式の中で、まだ報告の様式については決まっておりますが、その中でそういったことを定めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員（御殿谷一彦君） 厳しく監視していただければというふうに思います。

その監視ということで、報告会、運営会議を設けるということでお話を伺ったんですが、このメンバーはどのようになりますでしょうか。選定じゃなくて、運営した後の話でございます。

○生活環境部長（木内和郎君） 現在のところ、そういった報告会あるいは運営委員会ということは、ちょっと想定してございません。

以上でございます。

○市民会館長（仲里 章君） 先ほどの蜂須賀委員のお話で、保証金の関係でちょっと答弁を訂正させていただきます。

指定管理者の方に履行保険等を定めるというような、そういうものに入れというようなものは、今のところ考えてはおりません。ということで、基本的に提案事項になりますので、まずはそういう保証金等を市が求めるということは考えておりません。

以上です。

○委員（御殿谷一彦君） 話し続けさせていただきます。

一つは、毎月の報告を求める、それから毎年の報告を求めるということになっておりますので、できれば報

告会、運営会議、これを一つの規則として設けておいた方がよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この指定管理者の施行後でございますけれども、その業務がどのように営まれているかということのチェック、これにつきましては、先ほどまず指定管理者を選ぶということで、指定管理者選定委員会がございますが、この委員会がその後も責任を負っておりまして、その事業内容の評価、あるいは指導、最悪、指定の取り消しというところまでの責任を負いますので、そこで毎月の事業報告なり、あるいは年度を経ますと年度決算とか、そういったものも当然報告を得て、必要に応じて施設を見るとか、そういうこともありますので、そこにおきまして財務関係の経営状況等も厳密にチェックしていきたいと思っております。そこが、役割を果たしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） あと1点、先ほどの協定の話でお答えをいただいたんですが、逆に今後、選定条件とそういうものも、これから選定委員会を行っていくという話ですが、そういうものも時期を見てというか、議会の方にそういうものをちゃんと提出をしていただけるのかどうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この指定管理者の基本方針というものは、既に議会にもお配りして、どんなものやっていくかということは周知させていただきました。その後、運営状況を当然どうなっているかということは、この選定委員会の中でチェックしていくわけですので、当然これがどのタイミングで、どのような——本当に細かいことまで常時というわけには、もちろんいかないと思いますが、やはりこの市民会館そのものが、どのように運営されているのかという機会をとらえる機会があります。これは、行政報告でも当然事業報告がありますけれども、その業者がどのようなものになっているかということは、必要に応じて検討していくことになると思いますが、組織的に何をいつどこでということまでは、そこまでは明記することではございませんが、必要な段階に応じては、そういうことも検討していく必要はあるかと思っておりますので、今後の課題にさせていただきたいと思っております。

○委員長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第70号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田正民君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（関田正民君） これをもって、平成19年第5回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時59分 散会